

## 家庭裁判所による配偶者居住権の設定——相続分全部を譲渡した者がいる事例

【文献種別】 審判／福岡家庭裁判所  
【裁判年月日】 令和5年6月14日  
【事件番号】 令和5年（家）第4017号  
【事件名】 遺産分割申立事件  
【裁判結果】 認容、確定  
【参照法令】 民法903条・1028条・1029条  
【掲載誌】 判タ1519号252頁、家判51号108頁  
◆ LEX/DB 文献番号 25599732

金沢大学教授 宮本誠子

## 事実の概要

被相続人Aは、令和2年某月某日<sup>1)</sup>死亡した。Aの相続人は、妻Y<sub>1</sub>（83歳）、AとY<sub>1</sub>の間の子Y<sub>2</sub>、Y<sub>1</sub>の子であるAの養子X及びY<sub>3</sub>であり、Xが遺産分割を申し立てた。Aの遺産には、甲土地、乙建物、丙建物（以上をあわせて「本件不動産」という）、預金があった。AとY<sub>1</sub>は本件不動産において同居し、A死亡後には、Y<sub>1</sub>が単身で居住している。

Aは生前、本件不動産から、丁不動産（土地・建物）への住み替えを計画した。丁不動産の取得・建築にあたっては、Y<sub>3</sub>名義で住宅ローンを組むことにし、Y<sub>3</sub>に対し、丁不動産を取得・建築するための費用として4000万円を交付した。しかし、Y<sub>3</sub>がその一部をAの了解なく妻と自身で共有するマンションのローン返済に充てたことから、A・Y<sub>3</sub>間の関係が悪化した。結局、Y<sub>3</sub>はAに対し丁建物の建築費預金のうち2600万円を現金一括で返金し、これと引き換えに、AはY<sub>3</sub>に対し、丁建物の鍵、丁不動産の関係書類等を交付して、丁不動産を実質的にもY<sub>3</sub>に取得させた。そして、両者は領収書、合意書、覚書等を作成したものの、残り1400万円の返金には言及せず、Aがその後返還を求めることもなかった。

相続開始後、Y<sub>3</sub>は自己の相続分をXに譲渡し、遺産分割手続から排除された。それゆえ、遺産分割の当事者は、Y<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>、Xの3名となり、それぞれの相続分は、Y<sub>1</sub>が2分の1、Y<sub>2</sub>が6分の1、Xが6分の2である。

遺産分割の当事者らは、本件不動産及び預金の

評価額について合意しており、預金の一部が引き出され、葬式費用等として費消された残高の現金を、遺産分割の対象とすることにも合意がある。また、当事者全員は、配偶者居住権の評価について、いわゆる簡易な評価方法により、188万円（本稿においては千円未満の標記を省略する。以下同様）とすることを合意しており、この合意を不当と認める特段の事情はない。

## 審判の要旨

（A・Y<sub>3</sub>間の丁不動産に関連する経緯に照らせば）「Aは、……Y<sub>3</sub>の1400万円の返還債務を免除する旨の黙示の意思表示をしたものと推認され、これは相続分の前渡しとしての生計の資本の贈与と同視することができ、Y<sub>3</sub>には、上記返還債務相当額の特別受益があると認めるのが相当である。」「Y<sub>3</sub>は、特別受益として1400万円の限度で持ち戻すことになり、Xは、これを前提とする相続分の譲渡を受けたこととなる。」

「相手方Y<sub>1</sub>は、被相続人の配偶者であり、相続開始の時に本件不動産に居住していたところ、本件各建物について配偶者居住権の取得を希望する旨を申し出ており、相手方Y<sub>2</sub>は、配偶者居住権が設定された本件各建物の取得を了解している。そうすると、相手方Y<sub>2</sub>の受ける不利益の程度を考慮してもなお、配偶者である相手方Y<sub>1</sub>の生活を維持するために特に必要があると認められる。したがって、相手方Y<sub>1</sub>に本件各建物につき存続期間を同人の終身の間とする配偶者居住権を取得

させ、相手方Y<sub>2</sub>に本件不動産の所有権を取得させるのが相当である。また、相手方Y<sub>1</sub>が本件預金を引き出し、その残金である本件現金を保管していることなどを勘案すると、本件預金及び本件現金について、相手方Y<sub>1</sub>に取得させるのが相当である。」<sup>2)</sup>

## 判例の解説

### 一 本審判の意義

本審判は、遺産分割の審判であり、主な争点は特別受益性の判断であったものの、家庭裁判所が、民法1029条2号に基づき、配偶者が配偶者居住権を取得する旨を定めた、初めての公表事例である点に意義がある。

相続分の全部を他の共同相続人に譲渡した者がいる事例であり、下記三で指摘するように、そのことが配偶者居住権設定の場面にも影響していると推察されるため、本稿では、相続分の譲渡について整理した上で(二)、本審判における配偶者居住権の設定について検討する(三)。

## 二 相続分の譲渡

### 1 相続分の譲渡と遺産分割

本件では、相続人Y<sub>3</sub>が自己の相続分を他の共同相続人Xに譲渡した。相続分の譲渡は、民法905条1項の前提として認められており、そこから、共同相続人間での譲渡も可能と理解されている。譲渡される相続分につき、判例は、「積極財産と消極財産を包括した遺産全体に対する譲渡人の割合的な持分」だとし、相続分の譲渡が共同相続人間でなされた場合には、「譲受人は従前から有していた相続分と新たに取得した相続分を合計した相続分を有する者として、遺産分割に加わる」とする<sup>3)</sup>。すなわち、遺産分割において具体的相続分を算定する際、譲受人の法定又は指定相続分(「第900条から第902条までの規定により算定した相続分」)は、従前から有していた法定又は指定相続分と、譲渡人が有していた法定又は指定相続分とを合計したものとなり、また、譲受人の特別受益や寄与分は、譲受人自身への特別受益や寄与分と、譲渡人に対する特別受益や寄与分を合計したものとなる。こうして、本審判では、Xの法定相続分が6分の2とされ、また、Y<sub>3</sub>の特別受益が、Y<sub>3</sub>の相続分を譲り受けたXの具体的相続

分の算定の中で考慮されている。なお、Y<sub>3</sub>の特別受益と認定されたのは、被相続人AのY<sub>3</sub>に対する債務免除である。債務免除の特別受益性を認定した先例としては、高松家丸亀支審平3・11・19(家月44巻8号40頁)が挙げられ、本審判も一事例として参考になるが、詳細な検討は省く。

### 2 相続分全部を譲渡した相続人の地位

上記判例を踏まえると、相続分全部を譲渡した者は、その相続分がゼロとなる結果、遺産分割の当事者適格を失うと考えられる<sup>4)</sup>。当事者適格を喪失した者について、家庭裁判所は、家事審判手続から排除する決定をすることができ(家事事件手続法43条)、本審判でもY<sub>3</sub>は排除されている。

譲渡により相続分がゼロとなった者が、相続人としての地位も失うことになるのかは明らかではない。とはいえ、相続分譲渡の対象を「積極財産と消極財産を包括した遺産全体に対する譲渡人の割合的な持分」とする上記判例の立場や、条文上、相続人が自発的に相続人の地位を失うのは相続放棄の場合に限られていること<sup>5)</sup>からは、相続人としての地位は失わないと解される<sup>6)</sup>。

## 三 裁判所による配偶者居住権の設定

### 1 家庭裁判所による配偶者居住権の設定

配偶者居住権は、被相続人の配偶者に対して、同人が被相続人の財産に属した建物に、相続開始時に居住していた場合に成立し得る。そして、配偶者居住権取得が認められるのは、まず、配偶者居住権が遺贈(又は死因贈与)の目的とされたとき(1028条1項2号、544条)、すなわち、被相続人の意思によるときである。それがなければ、遺産分割の協議・調停・審判において、遺産分割の方法の1つとして、相続人である配偶者に配偶者居住権を取得させる方法が検討される。

遺産分割において、配偶者に配偶者居住権を取得させることができるのは、まずは、共同相続人間においてその旨の合意が成立しているときである(1029条1号)。家庭裁判所が配偶者居住権を設定するのは、遺産分割審判においてのみであり、配偶者居住権の設定のみを審判の対象とすることは想定されていない。

家庭裁判所が配偶者居住権の設定を検討する際には、①配偶者が被相続人の財産に相続開始時居住していたこと(1028条1項)、②配偶者が配偶

者居住権の取得を希望していること、③配偶者の配偶者居住権取得につき他の共同相続人全員の同意を得ることはできていないことを前提とする。そして、④「居住建物の所有者の受ける不利益の程度を考慮してもなお配偶者の生活を維持するために特に必要があると認めるとき」に限り、配偶者居住権の設定が許される（1029条2号）。

本審判では、①②を確認しつつも、③の前提が存在したといえるのかが疑問がわく。最も利害関係のある、配偶者居住権の負担付所有権を取得する $Y_2$ は、 $Y_1$ の配偶者居住権取得を了解しており、その他の相続人が配偶者居住権の設定に反対している事実はお互いがわかれず、しかも、遺産分割の当事者全員の間で、配偶者居住権の評価方法及び具体的評価額に対する合意があるからである。

そうすると、家庭裁判所はなぜ、1029条1号（共同相続人間の合意）によらず、同条2号に基づき配偶者居住権を取得させたのが問題となる。同条2号による場合には、上記④を認定する必要があるが、本審判は、単に④を満たす旨を述べるにすぎず、所有者にどのような不利益があるのか、配偶者にとって生活の維持に特に必要のある事情がいかなるものか等は示されていない。

## 2 所有者以外の相続人の不同意

第1に考え得るのは、Xが配偶者居住権の設定については同意していなかった可能性である。本審判はXにつき、不動産の取得を希望していない、金銭での取得を希望しているとしか認定しておらず、設定の同意についての言及はない。

1029条2号は、居住建物の所有者となる者の同意はあるが、他の相続人の同意がない場合をも対象とする。配偶者居住権の設定について、頻繁に解説されるのは、居住建物の所有権を取得する相続人にとって不利益となることであるが<sup>7)</sup>、立法時には、それ以外の相続人にとっても不利益を受けるとになると指摘されていた。配偶者居住権の価額と配偶者居住権の負担付建物所有権の価額の和が、建物所有権の価額の価額よりも低くなり、その差額は無視することができない程度に達し得る、そうすると（遺産分割時の遺産の合計価額が低くなるため）、居住建物の所有権を取得する相続人以外の相続人にとっても、具体的相続分額（遺産分割における現実の取得額）が減少することになり、その分の不利益を受けるといえることである<sup>8)</sup>。

それゆえ、こうした不利益があり得ることを共同相続人全員が了承しているとはいえない場合に、言い換えると、配偶者以外の共同相続人の誰かが配偶者居住権を成立させることに反対していても<sup>9)</sup>、配偶者居住権を設定すべきかを判断するのが1029条2号の役割だといえる。

ただ、1029条2号によれば、裁判所は上記④要件の利益衡量のみをすれば足り、他の相続人の不利益を特段考慮するものではない。そして、所有者の同意があれば、所有者と配偶者の利益状況を提示し比較することによりあまり意味はなく、本審判が単に④を満たすことを述べるにとどまったのも理解できる。本件では、Xは配偶者居住権に簡易な評価方法を用いることには同意していた。この方法は、下記4で示すとおり、配偶者居住権の価額と配偶者居住権の負担付建物所有権の価額の和を、建物所有権の価額の価額とするもので、遺産の合計価額が低くならない。Xの態度は、配偶者居住権の設定に同意しないが、家庭裁判所が設定する際に、この算定方法を用いて自己の具体的相続分額が低くならないければよいとの考えからだとして推察される。

## 3 1029条1号の「共同相続人」

第2に、家庭裁判所が、遺産分割の当事者X・ $Y_1$ ・ $Y_2$ の間には合意があるが、1029条1号にいう「共同相続人間に」合意があったとはいえるかは明らかでないと考えた可能性もある。 $Y_3$ が、相続分全部を譲渡し、遺産分割の当事者適格を失いつつも、なお相続人としての地位を有するとすれば（上記2参照）、同条1号にいう「共同相続人」に遺産分割の当事者適格を有さない相続人が含まれるのか問題となる。ただ、本審判は、もともと特別受益性についての争いがあり遺産分割の審判を要する事例であったため、上記問題を明らかにせず、遺産分割審判の際に同条2号を用いたのかもしれない。

類似の争点としては、最判平26・2・14（民集68巻2号113頁）が想起される。遺産確認の訴えの当事者は「共同相続人全員」とされているところ<sup>10)</sup>、ここに相続分全部を譲渡した者が含まれるかが争われた。そして、同最判は、「自己の相続分全部を譲渡した者は、……遺産分割審判の手続等において遺産に属する財産につきその分割を求めることはできないのであるから、その者との

間で遺産分割の前提問題である当該財産の遺産帰属性を確定すべき必要性はない」として、「共同相続人全員」に含まないことを明らかにした。

1029条1号でも同様、相続分全部を譲渡した者は、遺産分割審判において遺産に属する財産の分割を求めることができず、遺産分割審判において配偶者居住権が設定されるか否かにも利害を有しないのであるから、「共同相続人」には含まないと解するのが適当である。遺産分割の当事者全員の合意があれば、同条1号により配偶者居住権を成立させることで足りる。

#### 4 配偶者居住権の評価

遺産分割審判では、配偶者居住権も分配される権利の1つであり、配偶者に対して具体的相続分の範囲内で分配される。そのため、配偶者居住権の財産的価値を評価する必要がある。

配偶者居住権の価値を直接算定するには、居住建物の賃料相当額を基準とすることが考えられるが、実際に賃料相当額を算定し、それが長期にわたることも加味するには専門家の知見が不可欠で、評価のためにコストがかかる。

そこで、法制審議会民法(相続関係)部会では「簡易な評価方法」が示された。この方法は、配偶者居住権の価値を直接算定するのではなく、配偶者居住権という負担付所有権の価値の方を算定するものである。そして、所有権の価値から負担付所有権の価値を除いたものが配偶者居住権の価値に当たると考える。

居住建物が一戸建ての場合、配偶者居住権を取得した者は、居住建物の敷地を排他的に使用することになるため、配偶者居住権の価値は、より正確には、「(a) 居住建物における配偶者居住権の価値」+「(b) 居住建物の敷地の利用権の価値」である。そして、(a)(b)ともに、居住権・利用権の価値を直接算定するのではなく、負担付所有権に着目した算定の方法を用いると、「(a') 居住建物の所有権の価値- (a'') 居住建物における配偶者居住権負担付所有権の価値」+「(b') 敷地の所有権の価値- (b'') 敷地における利用権負担付所有権の価値」となる。そして、これをまとめた「(a'+b') 建物敷地の現在の評価- (a'+b'') 負担付所有権の価値」という算定式が、「相続人間で、簡易な評価方法を用いて遺産分割を行うことに合意がある場合に使うことを想定したも

の」として、法務省 HP 上で紹介されている<sup>11)</sup>。

本審判では、遺産分割の当事者間での合意に基づき、簡易な評価方法を用いられ、(a'+b') 甲土地及び乙建物の合計現在価額 356 万円、(a'') 負担付本件各建物所有権の価額 法定耐用年数超過により 0 円、(b'') 負担付本件土地所有権の価額 225 万円×[83 歳女性の簡易生命表上の平均余命 10 年を存続期間とするライプニッツ係数 0.744] = 168 万円、そして、配偶者居住権の価額 356 万円- (0 円+ 168 万円) = 188 万円と算定されている。

#### ●—注

- 1) 配偶者居住権に関する規定の施行日は令和 2 年 4 月 1 日であり、配偶者居住権は、同日以降に死亡した者の相続において設定できるため、A の死亡日は、4 月 1 日以降である。
- 2) 判タ 1519 号 255 頁にて示された本審判の文言には、配偶者居住権付き不動産の所有権を取得する者に誤記があると考えられる。本稿ではこれを修正して表記した。
- 3) 最判平 13・7・10 民集 55 卷 5 号 955 頁。
- 4) 松原正明『判例先例相続法Ⅱ全訂〔第 2 版〕』（日本除出版、2022 年）239 頁。
- 5) 波床昌則「相続分の譲渡・放棄をめぐる諸問題」家月 46 卷 6 号 4 頁。
- 6) 松川正毅=窪田充見編『新基本法コンメンタール相続〔第 2 版〕』（日本評論社、2023 年）126 頁 [木村敦子] は近時の通説的地位だとする。石綿はるみ「判批」ジュリ 1479 号 90 頁も参照。
- 7) 例えば、堂園幹一郎=野口宣大編著『一問一答新しい相続法〔第 2 版〕』（商事法務、2020 年）13 頁。
- 8) 法制審議会民法(相続関係)部会第 19 回会議部会資料 19-1 (<https://www.moj.go.jp/content/001222141.pdf> (2024 年 11 月 5 日閲覧)) 9 頁。
- 9) 潮見佳男『詳解相続法〔第 2 版〕』（弘文堂、2022 年）435 頁。
- 10) 最判平元・3・28 民集 43 卷 3 号 167 頁。
- 11) 法務省 HP「配偶者居住権の価値評価について（簡易な評価方法）」(<https://www.moj.go.jp/content/001263589.pdf> (2024 年 11 月 5 日閲覧))。